

丸亀市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年3月23日

丸亀市監査委員 山本 一 清

丸亀市監査委員 福部 正 人

# 財政援助団体等監査結果報告書

～平成 29 年度財政援助団体等監査～

平成 3 0 年 3 月

丸亀市監査委員

監査対象団体 一般財団法人丸亀市観光協会

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 平成 28 年度及び平成 29 年度(平成 29 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 29 年 8 月 18 日から 9 月 8 日
- 4 監査執行日 平成 29 年 9 月 11 日
- 5 補助金の概要

名 称	サメ対策事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	観光・海水浴客の安全対策として、市内で最も利用客の多い海水浴場 3 箇所にサメ監視船を派遣する。	
交 付 額	平成 28 年度	1,598,964 円
	平成 29 年度	1,400,000 円
所 管 課	産業文化部文化観光課	
名 称	遊泳区域告知用ブイ設置事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市補助金等交付規則	
補 助 目 的	観光・海水浴客の海難防止、危険区域告知等、安全対策として市内で最も利用客の多い海水浴場 3 箇所に、遊泳区域告知用ブイを設置する。	
交 付 額	平成 28 年度	1,200,000 円
	平成 29 年度	1,200,000 円
所 管 課	産業文化部文化観光課	

※平成 28 年度は決算額、平成 29 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

観光に関する調査及び研究を行い、観光来訪者に対する情報の提供を推進し、並びに観光来訪者の要望に応じたサービスの向上等を図り、もって快適で魅力ある観光地域づくりに寄与することを目的とする。

(2) 事業

- ① 観光に関する調査及び研究
- ② 観光来訪者への情報提供の推進に関する事業
- ③ 観光来訪者受入サービスの向上に関する事業

- ④ 観光イベントによる地域活性化に関する事業
  - ⑤ 観光宣伝及び観光客の誘致に関する事業
  - ⑥ 観光関係その他の団体等との連携及び支援に関する事業
  - ⑦ 観光土産品等の物産販売に関する事業
  - ⑧ 観光施設の管理運営に関する受託事業
  - ⑨ 旅行業法に基づく旅行業
  - ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (3) 事務所の所在地  
丸亀市新町6番地2
- (4) 会議  
評議員会、理事会
- (5) 役員  
理事長1名、副理事長2名、専務理事1名、常務理事1名、理事8名、監事2名

## 7 監査方法

平成28年度及び平成29年度(平成29年7月31日現在)に支出した補助金にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

### I 改善すべき事項

○立替払いが多く見受けられる。小口現金や資金前渡などを利用することで、立替払いを極力なくすこと。なお、やむを得ず立替払いをする場合は、誰が請求し、誰が受け取り、どこに払ったかなど、お金の流れが分かるようにしておくこと。

○一般会計・特別会計の収支計算書で流用を行っているが、流用票が作成されておらず、決算の際の報告にとどまっている。流用する場合は会計責任者に伺い・決裁を取るとともに、逐次予算管理を行うこと。

## II 検討すべき事項（意見）

○平成 28 年度丸亀市観光協会の報告等決裁書類において、丸亀市文化観光課の職員が押印している。文化観光課長は丸亀市観光協会の常務理事としての権限があるが、他の職員に権限はない。文化観光課は委託者であるので、報告書を受け取る側である。委託・受託の関係について混同しないよう、一般財団法人化を機に見直していただきたい。

○臨時職員の勤務について、城内案内所職員の就業時間が定時を超えていたり、案内所職員の 1 ヶ月の残業が何十時間も発生したりという状況が、恒常的に起こっている。雇用体制の見直しを行い、職員のワークライフバランスを考えた働き方改革をしていただきたい。

○平成 29 年 7 月 3 日、一般財団法人丸亀市観光協会が設立されたことにより、会計処理も大きく変わっている。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいた処理をし、経理規程などに不備のないよう整備を図られたい。また、事業に制限がなく公益事業・収益事業を主目的とすることができるようになったことで、今後も新しい事業を開発・展開し、さらなる丸亀市の観光の発展に寄与していただきたい。

監査対象団体 住みたくなるまち土器

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 28 年度及び平成 29 年度(平成 29 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金及び土器コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 29 年 8 月 31 日から 9 月 15 日
- 4 監査執行日 平成 29 年 9 月 19 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 28 年度	2,886,200 円
	平成 29 年度	3,112,800 円
名 称	丸亀市コミュニティまちづくり補助金	
交 付 根 拠	丸亀市コミュニティまちづくり補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、その経費の一部を予算の範囲内で補助する。	
交 付 額	平成 28 年度	300,000 円
	平成 29 年度	300,000 円
名 称	丸亀市土器コミュニティセンター指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 28 年度	6,718,393 円
	平成 29 年度	6,966,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	
名 称	丸亀市自主防災力強化事業補助金	
交 付 根 拠	丸亀市自主防災力強化事業補助金交付要綱	
補 助 目 的	地域における防災力の向上のため、自主防災組織が主体となって、小学校区を単位として行う実践的な防災訓練に要する資機材等に係る経費の支援事業等、県が補助対象とする自主防災力を強化するための事業に対し、予算の範囲内において補助する。	
交 付 額	平成 28 年度	42,000 円
	平成 29 年度	50,000 円
所 管 課	市長公室危機管理課	

※平成 28 年度は決算額、平成 29 年度は予算額を記載している。

## 6 監査対象団体の概要

### (1) 目的

土器地区地域住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活を目指して、心ふれあう住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

### (2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
- ③ 生活改善及び保健栄養思想の普及と推進
- ④ 地域環境対策推進と地域文化の向上
- ⑤ 社会福祉の増進及びコミュニティづくり
- ⑥ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑦ 自治会、関係機関、諸団体との連絡、運営、調整及び諸事業に対する協力
- ⑧ コミュニティセンター管理運営に関する業務
- ⑨ 地域の安全安心に関する業務
- ⑩ 前各号のほか、本会の目的達成のために必要な事項

### (3) 事務所の所在地

丸亀市土器町東七丁目 160 番地 丸亀市土器コミュニティセンター内

### (4) 会員

土器地区地域内の住民、関係諸機関、諸団体

### (5) 会議

総会、役員会、部会長会、部会、特別委員会

### (6) 役員

会長 1 名、副会長 3 名、事務局長 1 名、書記 1 名、会計 1 名、会計監査 2 名、幹事 6 名、部会長 8 名

## 7 監査方法

平成 28 年度及び平成 29 年度(平成 29 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金及び土器コミュニティセンターの指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

### I 改善すべき事項

#### 【補助金に関する事項】

○領収書の日付がないもの、領収書はあるが内訳等が分からないものがある。受け取った時に確認し、書類を整えておくこと。

#### 【指定管理委託料に関する事項】

○領収書の添付が 4 月と 8 月で間違っていた。同一金額であったが、支出票の作成が遅れたことが大きな要因である。支出票の作成は速やかに行うこと。

○業務委託契約に際して、見積書が添付されていない契約が見受けられた。契約における決裁事務の適正な処理及び保存書類の整理を行うこと。

○業務委託契約で、自動更新となっているものがある。単年度契約または指定管理業務委託期間で契約すること。

○コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、年 2 回以上消火訓練及び避難訓練を実施すること。〈消防法施行規則第 3 条第 10 項〉また、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。〈消防法施行規則第 3 条第 11 項〉

### II 検討すべき事項（意見）

#### 【補助金に関する事項】

○コミュニティ運営事業では繰越金も多くあるので、土器地区の豊かな町づくりの推進のために有効に利用していただきたい。



**監査対象団体 富熊校区コミュニティ協議会**

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の管理を行わせる指定管理者監査含む)
- 2 監査対象 平成 28 年度及び平成 29 年度(平成 29 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金及び富熊コミュニティセンター・同分館の指定管理委託料にかかる出納その他の事務
- 3 事前調査日 平成 29 年 8 月 31 日から 9 月 15 日
- 4 監査執行日 平成 29 年 9 月 19 日
- 5 補助金及び指定管理委託料の概要

名 称	丸亀市地区コミュニティ運営助成金	
交 付 根 拠	丸亀市地区コミュニティ運営助成金交付要綱	
補 助 目 的	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成する。	
交 付 額	平成 28 年度	1,457,500 円
	平成 29 年度	1,693,400 円
名 称	丸亀市富熊コミュニティセンター・同分館指定管理委託料	
指定管理委託料	平成 28 年度	11,246,771 円
	平成 29 年度	11,579,000 円
所 管 課	生活環境部市民活動推進課	

※平成 28 年度は決算額、平成 29 年度は予算額を記載している。

6 監査対象団体の概要

(1) 目的

富熊校区の住民の自主性と相互の信頼感に基づく生活共同体として、快適で安全な生活環境、健康で文化的な生活をめざして、心触れ合う住みよい豊かな町づくりを推進することを目的とする。

(2) 事業

- ① 啓発活動の積極的推進
- ② 健康づくり運動及びレクリエーションの推進
- ③ 生活改善及び保健衛生思想の普及と推進
- ④ 地域環境対策推進と地域文化の向上
- ⑤ 社会福祉の推進及びコミュニティ作り
- ⑥ 教育文化活動と健全な青少年育成の推進
- ⑦ 自主防災事業を行うため、自主防災会を組織する

- ⑧ 自治会、関係機関、諸団体との連絡、運営、調整及び諸事業に対する協力
  - ⑨ 指定管理業務
  - ⑩ 前各号の他、本会の目的達成のために必要な事項
- (3) 事務所の所在地  
丸亀市綾歌町富熊 1192 番地 1 丸亀市富熊コミュニティセンター内
- (4) 会員  
富熊校区内の住民、関係諸機関、諸団体
- (5) 会議  
総会、自治会長会、役員会、運営委員会、部会、特別委員会、自主防災会
- (6) 役員  
会長 1 名、副会長 3 名、書記 2 名、会計 1 名、監事 2 名、各部会部長 5 名、各部会副部長 5 名、各部会書記 5 名、自主防災会統括指揮者 1 名、事務局長 1 名

## 7 監査方法

平成 28 年度及び平成 29 年度(平成 29 年 7 月 31 日現在)に支出した補助金及び富熊コミュニティセンター・同分館の指定管理委託料にかかる「出納その他の事務」の執行状況について関係資料の提出を求め、帳票の整備、記帳、証拠書類の保存は適切か、会計経理は適正に行われているか、事業は補助目的に沿って行われているかなどに主眼を置き、会計諸帳簿、証拠書類等との照合を行い、また担当者から説明を聴取し監査を実施した。

## 8 監査の結果及び改善を要する事項

補助金及び指定管理委託料にかかる出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されていたが、次に掲げる事項については、改善・検討の必要性を認める。

今後、事務の執行にあたっては改善すべき事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度指摘した。

### I 改善すべき事項

#### 【補助金に関する事項】

○小口現金の取り扱いに不備なところがあり、結果として代金が二重払いとなっていた。支出票と請求書・領収書を適切にチェックするとともに、現金を取り扱う際には、十分に注意を払うこと。

## 【指定管理委託料に関する事項】

○雇用通知書に記載されている事務員の月給額、通勤手当などと実際の支給額に違いがあった。また、年次休暇についても就業規則の規程と異なっていた。雇用通知を出す際には内容を十分に確認し、雇用通知に沿った支払いとすること。

○出勤簿に年次休暇や振替日の記載がされていない。勤務状況を把握できるようにすること。

○業務委託契約に際して、見積書が添付されていない契約や契約書が不明瞭なものが見受けられた。契約における決裁事務の適正な処理及び保存書類の整理を行うこと。

○平成 28 年度と平成 27 年度の決算において、給料や付加報酬の社会保険料事業主負担等の支出年度の取り扱いが異なっていた。年度区分については、統一した取り扱いとすること。

○コミュニティセンターは特定防火対象物となっているため、消火訓練及び避難訓練を実施する際にはあらかじめ消防機関に届け出ること。〈消防法施行規則第 3 条第 11 項〉